

## 9 説明会の開催

---

### 9-1 説明会の開催が必要な場合

「新設の届出」、「配置や運営方法等の変更の届出」（「軽微な変更」を除く。）及び「既存店の変更届出」に係る大規模小売店舗の設置者は、届出の日から2か月以内に市町村内において、届出書及びその添付書類に記載した事項の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。[法7①]

### 9-2 説明事項及び基本的な留意事項

説明会で説明しなければならない事項は、届出書及びその添付書類に記載された事項です。[法7①]

説明に当たっては、生活環境への影響等に関する調査・予測の結果や背景事情などの事項や指針において配慮を求められている事項への対応状況を含め、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めることが必要です。[指針]

質疑に関して責任ある回答ができるよう原則として設置者が説明を行うこととなりますが、設置者の委任を受けた小売業者やコンサルタントなどが説明を行うことも可能です。（ただし、説明会に関する法律上の責任はあくまで設置者にあります。）

### 9-3 開催日時及び開催場所

#### (1) 開催日時

説明会の開催日時については、地域の住民等の多くが参加できるようにするため、例えば、「平日の夜間」や「土・休日」等に設定するなどの配慮をしてください。[指針] [要綱8②]

#### (2) 開催場所

開催場所は、届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村内の当該店舗の周辺の施設とされています。[法7①] [省令11①]

施設の選定に当たっては、できるだけ店舗に近く、相当な人数を収容できる施設とするとともに、地域の住民等の多くが参加できるように努めてください。[指針] [要綱8②]

なお、設置者は説明会を開催する日時や場所を決めようとするときは、市の意見を聴くことができます。[法7③]

## 9-4 開催回数

説明会の開催回数は、原則として、大規模小売店舗内の店舗面積の合計と営業時間等により次表の基準によることとしますが、必要に応じ3回を上限として回数を指定する場合があります。[省令11①][要綱8①]

### 説明会の開催回数の基準

「新設の届出」	店舗面積の合計	3,000㎡未満	1回
		3,000㎡以上 6,000㎡未満	2回
		6,000㎡以上	3回
	店舗面積の合計にかかわらず、次の①から③に掲げる時間帯のいずれかが午後11時から午前6時までの時間帯にかかる場合 ①小売業を行う者の営業時間帯(開店時刻～閉店時刻) ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		3回
「配置や運営方法等の変更の届出」、「既存店の変更届出」	下記以外の変更		1回
	次の①から③に掲げる時間帯の変更であって、当該変更時間帯が午後11時から午前6時までの時間帯にかかる場合 ①小売業を行う者の営業時間帯(開店時刻～閉店時刻) ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		3回

## 9-5 説明会開催計画書の提出

市では、設置者に「説明会開催計画書」を原則として「9-6 説明会開催予定日時等の公告」により公告を行う1週間前までに、市に提出していただくようお願いしています。

(「記載例10 説明会開催計画書」(p78)参照)[要綱8④]

## 9-6 説明会開催予定日時等の公告

設置者は、説明会の開催予定日時や場所を開催予定日の 1週間前までに公告しなければなりません。[法7②]

公告方法、公告範囲等は次表によりお願いしています。

なお、大規模小売店舗の近隣の住民等に対しては、これ以外の方法を活用するなどして、説明会の開催予定日時や場所の周知を積極的に図っていただくよう、配慮をお願いします。

### 説明会の公告方法等

ア 公告方法	・原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙（朝日、毎日、読売）以上への掲載、又はちらしの折り込みにより行ってください。[省令12] [要綱10①]
イ 公告範囲	・新聞紙掲載、ちらしの折り込みのいずれの方法による場合でも、各紙が大規模小売店舗を中心とする半径1kmの区域を包含するように適宜地方版等を選択してください。[要綱10②]
ウ 公告事項	①開催予定日時及び場所（施設名、室名、住所、案内図） ②大規模小売店舗の名称及び所在地 ③大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 ④「新設の届出」 → 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 「配置や運営方法等の変更の届出」、「既存店の変更届出」 → 変更の概要 ⑤問い合わせ先 <div style="text-align: right;">[法7②] [要綱10③]</div>

## 9-7 説明会実施状況報告書の提出

市では、設置者に説明会の終了後（複数回開催の場合は全ての説明会の終了後）、速やかに「説明会実施状況報告書」を作成し、提出していただくようお願いしています。

（「記載例11 説明会実施状況報告書」（p80）参照）[要綱8⑤]

## 9-8 説明会の特例

### (1) 掲示による説明会

「配置や運営方法等の変更の届出」のうち、設置者からの申出があり、かつ、届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと市が認めたものについては、当該届出の縦覧期間中、「要綱様式第6」（p102）により届出書類の要旨を、店舗の敷地内の見やすい場所に掲示することで、説明会の開催に代えることができます。[省令11②] [要綱9④]

また、設置者は、掲示開始予定日や掲示場所を掲示開始予定日の1週間前までに公告しなければなりません。この場合、変更内容等を掲示開始予定日の1週間前から掲示することで、公告に代えることができます。[要綱10⑤]

掲示による説明会を希望するときは、変更届出書を提出する日の 1 ヶ月前までに「説明会開催免除適用申請書」に説明会の開催を掲示に代えることができる（周辺的生活環境に与える影響がほとんどない）ことを証する書類を添付して提出する必要があります。市は申請内容を審査し、説明会の開催を掲示に代えることのできると認める（認めない）と決定したときは、設置者に書面で通知します。（記載例「13 説明会開催免除適用申請書」（p84）参照）〔要綱9①〕〔要綱9③〕